

随意契約の内容の公表

局区	会計室
課	出納課
契約締結日	令和6年3月21日
件名	財務会計総合システム用収納データ等作成業務委託契約
概要	(1)財務会計総合システム用収納データ等の作成業務(戻入分を含む) ① 納入済通知書等による財務会計総合システム用収納データの作成 ② 財務会計総合システム用収納データの登録内容等の確認リスト作成 (2)個別システムに係る納入済通知書等の科目別分類業務
契約の相手方を選定した理由	収納データ作成業務は、日々の収納金の確認の他、未納者への早期催告等の債権回収業務への活用や、決算調整に繋がる重要な基礎データである収納データを作成するものである。当該データは、指定金融機関が取りまとめた納入済通知書等から作成する必要がある。 また、当該データは、納入済通知書等の総額及び指定金融機関により本市公金口座へ受け入れられる公金収納額との一致が当然に求められる。 同業務には、迅速性、安定性及び正確性が不可欠であり、公金管理上、指定金融機関が担うことが最も適当であるため、株式会社三菱UFJ銀行と随意契約を行う。 [根拠法令] 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号
契約の相手方	株式会社三菱UFJ銀行
契約金額(円)	52,621,389

契約の内容についてのお問い合わせ先は、会計室会計課です。
電話番号 052-972-3004

随意契約の内容の公表

局区	防災危機管理局
課	危機対策室
契約締結日	令和6年3月7日
件名	同報無線修繕業務委託
概要	同報無線に係る設備を最良の状態に保持し、適正な電波の質を確保するとともに、その機能及び性能を維持するため、必要な修繕作業を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	本市の同報無線は、整備事業者である株式会社富士通ゼネラル中部情報通信ネットワーク営業部がシステムにおけるソフトウェアの知的財産権を有しており、各子局の電波受信状況を調査し、試験調整を実施する技術及び知見は同社のみが有しているため、整備事業者以外では修繕ができません。 以上の理由により、株式会社富士通ゼネラル中部情報通信ネットワーク営業部と随意契約を行うものです。
契約の相手方	株式会社富士通ゼネラル中部情報通信ネットワーク営業部
契約金額(円)	2,997,500

契約の内容についてのお問い合わせ先は、防災危機管理局危機対策課です。
電話番号 052-972-3526

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	資金課
契約締結日	令和6年3月13日
件名	名古屋市第527回10年公募公債募集委託契約
概要	資金調達を目的として証券を発行するにあたり、募集及び発行等を行う事務を委託するもの
契約の相手方を選定した理由	本市指定金融機関で、募集から償還まで長期にわたる事務処理を安定的に行ってきた実績があり、償還事務を資金事故発生時においても、迅速かつ確実に行えるため 【根拠条文】 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社 三菱UFJ銀行
契約金額(円)	1,980,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局資金課です。
電話番号 052-972-2309

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	契約課
契約締結日	令和6年3月7日
件名	同報無線の保守委託
概要	同報無線の定期保守、障害保守及びその他保守
契約の相手方を選定した理由	当該同報無線におけるソフトウェアの知的財産権は、株式会社富士通ゼネラルが有しており、ソースコードを公開していません。また、無線通信において採用しているデジタル通信方式に係る技術は、当該事業者が独自に開発したものです。 本件は、当該システムを常に正常な状態で維持し、障害発生時の緊急対応を行うものであり、システム及び機器のメンテナンス技術を有する開発者でなければ保守業務を行うことができません。 よって、下記業者を相手方として随意契約を行うものです。 〈根拠条文〉 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社富士通ゼネラル 中部情報通信ネットワーク営業部
契約金額(円)	26,840,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局契約課です。
電話番号 052-972-3074(建築契約係)

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	契約課
契約締結日	令和6年3月7日
件名	猪子石工場エレベーター保守点検委託
概要	毎月1回(2基)、毎日常時(1基)、定期的にエレベーター設備3基について、点検・清掃・給油及び調整を行う。
契約の相手方を選定した理由	当該設備は、フジテック株式会社が独自の技術により設計施工したものです。 本件は、エレベーター設備が常に安全かつ良好な状態で運転できるように、定期的な保守点検、部品の修理・取替及び障害発生時の緊急対応を行うもので、エレベーターの稼動に当たっては細心の安全性が求められることから、当該設備の製造者でなければ保守点検を行うことができません。 よって、下記業者を相手方として随意契約を行うものです。 〈根拠条文〉 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	フジテック株式会社 名古屋支店
契約金額(円)	1,465,200

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局契約課です。
電話番号 052-972-3074(建築契約係)

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	契約課
契約締結日	令和6年3月7日
件名	香流橋地域センターエレベーター保守点検委託
概要	毎月1回、定期的にエレベーター設備1基について、点検・清掃・給油及び調整を行う。
契約の相手方を選定した理由	当該設備は、フジテック株式会社が独自の技術により設計施工したものです。 本件は、エレベーター設備が常に安全かつ良好な状態で運転できるように、定期的な保守点検、部品の修理・取替及び障害発生時の緊急対応を行うもので、エレベーターの稼動に当たっては細心の安全性が求められることから、当該設備の製造者でなければ保守点検を行うことができません。 よって、下記業者を相手方として随意契約を行うものです。 〈根拠条文〉 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	フジテック株式会社 名古屋支店
契約金額(円)	448,800

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局契約課です。
電話番号 052-972-3074(建築契約係)

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	契約課
契約締結日	令和6年3月7日
件名	大江破碎工場エレベーター保守点検委託
概要	大江破碎工場エレベーター保守点検委託 一式(3年間)
契約の相手方を選定した理由	当該設備は、シンドラーエレベータ株式会社が独自の技術により設計施工したものです。 本件は、エレベーター設備が常に安全かつ良好な状態で運転できるように、定期的な保守点検、部品の修理・取替及び障害発生時の緊急対応を行うもので、エレベーターの稼動に当たっては細心の安全性が求められるため、当該設備の製造者でなければ保守点検を行うことができません。 ただし、同設備に関する保守点検・修理等メンテナンスについては、現在、日本オーチス・エレベータ株式会社に移管されており、保守点検業務に必要な技術・情報は同社が引き継いでいることから、当該保守点検業務を履行することができるのは同社のみとなっています。 よって、下記業者を相手方として随意契約を行うものです。 〈根拠条文〉 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	日本オーチス・エレベータ株式会社 中部支店
契約金額(円)	2,607,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局契約課です。
電話番号 052-972-3074(建築契約係)

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	契約課
契約締結日	令和6年3月7日
件名	五条川工場エレベーター保守点検委託
概要	乗用エレベーター2基及び人荷用エレベーター1基の保守点検 一式
契約の相手方を選定した理由	当該設備は、フジテック株式会社が独自の技術により設計施工したものです。 本件は、エレベーター設備が常に安全かつ良好な状態で運転できるように、定期的な保守点検、部品の修理・取替及び障害発生時の緊急対応を行うもので、エレベーターの稼動に当たっては細心の安全性が求められることから、当該設備の製造者でなければ保守点検を行うことができません。 よって、下記業者を相手方として随意契約を行うものです。 〈根拠条文〉 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	フジテック株式会社 名古屋支店
契約金額(円)	1,557,600

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局契約課です。
電話番号 052-972-3074(建築契約係)

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	契約課
契約締結日	令和6年3月7日
件名	富田工場工場棟エレベーター保守点検委託
概要	毎月1回エレベータ設備(2基)について、点検・清掃・給油及び調整を行う。
契約の相手方を選定した理由	当該設備は、東芝エレベータ株式会社が独自の技術により設計施工したものです。 本件は、エレベーター設備が常に安全かつ良好な状態で運転できるように、定期的な保守点検、部品の修理・取替及び障害発生時の緊急対応を行うもので、エレベーターの稼動に当たっては細心の安全性が求められることから、当該設備の製造者でなければ保守点検を行うことができません。 よって、下記業者を相手方として随意契約を行うものです。 〈根拠条文〉 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	東芝エレベータ株式会社 中部支社
契約金額(円)	1,795,200

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局契約課です。
電話番号 052-972-3074(建築契約係)

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	契約課
契約締結日	令和6年3月7日
件名	富田工場管理棟エレベーター保守点検委託
概要	毎月1回エレベーター設備について、点検・清掃・給油及び調整を行う。
契約の相手方を選定した理由	当該設備は、日本オーチス・エレベータ株式会社が独自の技術により設計施工したものです。 本件は、エレベーター設備が常に安全かつ良好な状態で運転できるように、定期的な保守点検、部品の修理・取替及び障害発生時の緊急対応を行うもので、エレベーターの稼動に当たっては細心の安全性が求められることから、当該設備の製造者でなければ保守点検を行うことができません。 よって、下記業者を相手方として随意契約を行うものです。 〈根拠条文〉 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	日本オーチス・エレベータ株式会社 中部支店
契約金額(円)	528,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局契約課です。
電話番号 052-972-3074(建築契約係)

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	契約課
契約締結日	令和6年3月7日
件名	エレベーター保守点検委託(六郷北小学校始め11校)
概要	六郷北小学校、荒子小学校、志段味東小学校、吉根小学校、相原小学校、平針南小学校、八王子中学校、山田東中学校、田光中学校及び桜田中学校各1基並びにほのか小学校2基のエレベーター保守点検委託
契約の相手方を選定した理由	当該設備は、東芝エレベータ株式会社が独自の技術により設計施工したものです。 本件は、エレベーター設備が常に安全かつ良好な状態で運転できるように、定期的な保守点検、部品の修理・取替及び障害発生時の緊急対応を行うもので、エレベーターの稼動に当たっては細心の安全性が求められることから、当該設備の製造者でなければ保守点検を行うことができません。 よって、下記業者を相手方として随意契約を行うものです。 〈根拠条文〉 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	東芝エレベータ株式会社 中部支社
契約金額(円)	5,505,500

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局契約課です。
電話番号 052-972-3074(建築契約係)

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	契約課
契約締結日	令和6年3月7日
件名	エレベーター保守点検委託(富士見台小学校始め6校)
概要	富士見台小学校1基、東志賀小学校1基、村雲小学校1基、瑞穂小学校1基、下志段味小学校1基、藤が丘小学校1基のエレベーター保守点検委託
契約の相手方を選定した理由	当該設備は、三菱電機ビルソリューションズ株式会社(令和4年4月から三菱電機株式会社より当該事業部門が移管)が独自の技術により設計施工したものです。 本件は、エレベーター設備が常に安全かつ良好な状態で運転できるように、定期的な保守点検、部品の修理・取替及び障害発生時の緊急対応を行うもので、エレベーターの稼動に当たっては細心の安全性が求められることから、当該設備の製造者でなければ保守点検を行うことができません。 よって、下記業者を相手方として随意契約を行うものです。 〈根拠条文〉 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	三菱電機ビルソリューションズ株式会社 中部支社
契約金額(円)	2,947,560

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局契約課です。
電話番号 052-972-3074(建築契約係)

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	契約課
契約締結日	令和6年3月7日
件名	エレベーター保守点検委託(常磐小学校始め4校)
概要	常磐小学校(1基)、笹島小・中学校(2基)、長良中学校(1基)及び神丘中学校(1基)のエレベーター保守点検委託
契約の相手方を選定した理由	当該設備は、株式会社日立ビルシステム(平成26年4月から株式会社日立製作所より当該事業部門が移管)が独自の技術により設計施工したものです。 本件は、エレベーター設備が常に安全かつ良好な状態で運転できるように、定期的な保守点検、部品の修理・取替及び障害発生時の緊急対応を行うもので、エレベーターの稼動に当たっては細心の安全性が求められることから、当該設備の製造者でなければ保守点検を行うことができません。 よって、下記業者を相手方として随意契約を行うものです。 〈根拠条文〉 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社日立ビルシステム 中部支社
契約金額(円)	2,940,300

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局契約課です。
電話番号 052-972-3074(建築契約係)

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	契約課
契約締結日	令和6年3月7日
件名	エレベーター保守点検委託(当知小学校)
概要	当知小学校1基のエレベーター保守点検委託
契約の相手方を選定した理由	当該設備は、ダイコー株式会社が独自の技術により設計施工したものです。 本件は、エレベーター設備が常に安全かつ良好な状態で運転できるように、定期的な保守点検、部品の修理・取替及び障害発生時の緊急対応を行うもので、エレベーターの稼動に当たっては細心の安全性が求められることから、当該設備の製造者でなければ保守点検を行うことができません。 よって、下記業者を相手方として随意契約を行うものです。 〈根拠条文〉 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	ダイコー株式会社 名古屋営業所
契約金額(円)	544,500

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局契約課です。
電話番号 052-972-3074(建築契約係)

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	契約課
契約締結日	令和6年3月7日
件名	エレベーター保守点検委託(宮根小学校始め15校)
概要	宮根小、千代田橋小、矢田小、城北小、大野木小、牧野小、堀田小、野田小、大高小、太子小、小坂小、円上中、当知中、吉根中、植田中学校各1基のエレベーター保守点検委託
契約の相手方を選定した理由	当該設備は、フジテック株式会社が独自の技術により設計施工したものです。 本件は、エレベーター設備が常に安全かつ良好な状態で運転できるように、定期的な保守点検、部品の修理・取替及び障害発生時の緊急対応を行うもので、エレベーターの稼動に当たっては細心の安全性が求められることから、当該設備の製造者でなければ保守点検を行うことができません。 よって、下記業者を相手方として随意契約を行うものです。 〈根拠条文〉 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	フジテック株式会社 名古屋支店
契約金額(円)	7,114,800

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局契約課です。
電話番号 052-972-3074(建築契約係)

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	契約課
契約締結日	令和6年3月7日
件名	エレベーター保守点検委託(中根小学校始め3校)
概要	中根小学校(1基)、瀬古小学校(1基)、苗代小学校(1基)のエレベーター保守点検委託
契約の相手方を選定した理由	当該設備は、三精テクノロジーズ株式会社が独自の技術により設計施工したものです。 本件は、エレベーター設備が常に安全かつ良好な状態で運転できるように、定期的な保守点検、部品の修理・取替及び障害発生時の緊急対応を行うもので、エレベーターの稼動に当たっては細心の安全性が求められることから、当該設備の製造者でなければ保守点検を行うことができません。 よって、下記業者を相手方として随意契約を行うものです。 〈根拠条文〉 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	三精テクノロジーズ株式会社名古屋営業所
契約金額(円)	1,766,600

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局契約課です。
電話番号 052-972-3074(建築契約係)

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	契約課
契約締結日	令和6年3月7日
件名	エレベーター保守点検委託(稲生小学校及び上志段味小学校)
概要	稲生小学校(1基)、上志段味小学校(1基)のエレベーター保守点検委託
契約の相手方を選定した理由	当該設備は、日本リフト工業株式会社が独自の技術により設計施工したものです。 本件は、エレベーター設備が常に安全かつ良好な状態で運転できるように、定期的な保守点検、部品の修理・取替及び障害発生時の緊急対応を行うもので、エレベーターの稼動に当たっては細心の安全性が求められることから、当該設備の製造者でなければ保守点検を行うことができません。 よって、下記業者を相手方として随意契約を行うものです。 〈根拠条文〉 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	日本リフト工業株式会社
契約金額(円)	629,200

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局契約課です。
電話番号 052-972-3074(建築契約係)

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	契約課
契約締結日	令和6年3月7日
件名	エレベーター保守点検委託(なごや小学校始め5校)
概要	なごや小学校1基、菊住小学校1基、植田東小学校1基、稲葉地小学校1基、旗屋小学校1基のエレベーター保守点検委託
契約の相手方を選定した理由	当該設備は、日本エレベーター製造株式会社が独自の技術により設計施工したものです。 本件は、エレベーター設備が常に安全かつ良好な状態で運転できるように、定期的な保守点検、部品の修理・取替及び障害発生時の緊急対応を行うもので、エレベーターの稼動に当たっては細心の安全性が求められることから、当該設備の製造者でなければ保守点検を行うことができません。 よって、下記業者を相手方として随意契約を行うものです。 〈根拠条文〉 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	日本エレベーター製造株式会社 名古屋営業所
契約金額(円)	2,508,330

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局契約課です。
電話番号 052-972-3074(建築契約係)

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	契約課
契約締結日	令和6年3月7日
件名	エレベーター保守点検委託(上野小学校始め7校)
概要	上野小学校1基、山田小学校1基、八社小学校1基、陽明小学校1基、熊の前小学校1基、富田中学校1基、志段味中学校1基のエレベーター保守点検委託
契約の相手方を選定した理由	当該設備は、日本オーチス・エレベータ株式会社が独自の技術により設計施工したものです。 本件は、エレベーター設備が常に安全かつ良好な状態で運転できるように、定期的な保守点検、部品の修理・取替及び障害発生時の緊急対応を行うもので、エレベーターの稼動に当たっては細心の安全性が求められることから、当該設備の製造者でなければ保守点検を行うことができません。 よって、下記業者を相手方として随意契約を行うものです。 〈根拠条文〉 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	日本オーチス・エレベータ株式会社 中部支店
契約金額(円)	2,860,440

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局契約課です。
電話番号 052-972-3074(建築契約係)

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	契約課
契約締結日	令和6年3月7日
件名	科学館 エレベーター保守点検委託
概要	エレベーター2基を機能維持及び安全確保のため、定期点検・整備を実施する。
契約の相手方を選定した理由	当該設備は、株式会社日立ビルシステム(平成26年4月から株式会社日立製作所より当該事業部門が移管)が独自の技術により設計施工したものです。 本件は、エレベーター設備が常に安全かつ良好な状態で運転できるように、定期的な保守点検、部品の修理・取替及び障害発生時の緊急対応を行うもので、エレベーターの稼動に当たっては細心の安全性が求められることから、当該設備の製造者でなければ保守点検を行うことができません。 よって、下記業者を相手方として随意契約を行うものです。 〈根拠条文〉 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社日立ビルシステム 中部支社
契約金額(円)	1,095,600

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局契約課です。
電話番号 052-972-3074(建築契約係)

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	契約課
契約締結日	令和6年3月7日
件名	科学館 エレベーター・エスカレーター保守点検委託
概要	エレベーター4基及びエスカレーター14基を機能維持及び安全性確保のため、定期点検・整備を実施する。
契約の相手方を選定した理由	当該設備は、フジテック株式会社が独自の技術により設計施工したものです。 本件は、エレベーター設備及びエスカレーター設備が常に安全かつ良好な状態で運転できるように、定期的な保守点検、部品の修理・取替及び障害発生時の緊急対応を行うもので、エレベーター及びエスカレーターの稼動に当たっては細心の安全性が求められることから、当該設備の製造者でなければ保守点検を行うことができません。 よって、下記業者を相手方として随意契約を行うものです。 〈根拠条文〉 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	フジテック株式会社 名古屋支店
契約金額(円)	10,982,400

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局契約課です。
電話番号 052-972-3074(建築契約係)

随意契約の内容の公表

局区	財政局
課	契約課
契約締結日	令和6年3月7日
件名	教育センター昇降機保守委託
概要	教育センターの昇降機3基の年間保守委託 13人乗り昇降機2基、11人乗り昇降機1基 フルメンテナンス
契約の相手方を選定した理由	当該設備は、日本オーチス・エレベータ株式会社が独自の技術により設計施工したものです。 本件は、エレベーター設備が常に安全かつ良好な状態で運転できるように、定期的な保守点検、部品の修理・取替及び障害発生時の緊急対応を行うもので、エレベーターの稼動に当たっては細心の安全性が求められることから、当該設備の製造者でなければ保守点検を行うことができません。 よって、下記業者を相手方として随意契約を行うものです。 〈根拠条文〉 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	日本オーチス・エレベータ株式会社 中部支店
契約金額(円)	2,164,800

契約の内容についてのお問い合わせ先は、財政局契約課です。
電話番号 052-972-3074(建築契約係)

随意契約の内容の公表

局区	経済局
課	中央卸売市場北部市場管理課
契約締結日	令和6年3月6日
件名	名古屋市中心卸売市場北部市場で使用する電気
概要	名古屋市中心卸売市場北部市場で使用する電気の供給について契約するもの。
契約の相手方を選定した理由	名古屋市中心卸売市場で使用する電気の供給に関する現契約は、令和6年3月31日午後12時までが契約期間であり、今年度末日で期間満了となることから、令和5年11月29日付入札公告により競争入札を実施し令和6年1月9日開札が行われた。しかし予定価格超過のため落札とならず、その後2回再入札を行うも予定価格以内の入札がなく入札不調となった。このため今回の入札にあたり競争入札参加資格確認申請書の提出があった2社に契約の可能性を確認したところ、「株式会社エネファント」は予定価格との隔たりが大きく契約不可能であることを確認した。一方「中部電力ミライズ株式会社」については料金の算出方法及び予定価格以内での契約が可能であることが確認できたため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づき随意契約を行うものです。
契約の相手方	中部電力ミライズ株式会社
契約金額(円)	303, 678, 000 円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、経済局北部市場管理課です。
電話番号 052-903-2110

随意契約の内容の公表

局区	経済局
課	中央卸売市場北部市場業務課
契約締結日	令和6年3月12日
件名	中央卸売市場北部市場青果部取引情報公開揭示システム等賃貸借(再リース)
概要	中央卸売市場北部市場青果部取引情報公開揭示システムは令和6年2月29日で賃貸借契約期間が終了となる。その後、令和6年3月1日から令和6年3月31日までは少額随契で再リース契約を締結し、引き続き令和6年4月1日から令和7年2月28日まで再リース契約を締結するもの。
契約の相手方を選定した理由	現在使用しているシステム(プログラム及び機器)の再リースであり、契約の相手方は現行賃貸借契約の相手方業者に限定されるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約を締結した。
契約の相手方	ARCHES株式会社
契約金額(円)	1,772,375

契約の内容についてのお問い合わせ先は、経済局中央卸売市場北部市場業務課で
電話番号 052-903-2112

随意契約の内容の公表

局区	経済局
課	中央卸売市場北部市場管理課
契約締結日	令和6年3月27日
件名	北部市場自動集中検針装置一式の賃貸借
概要	本件は、北部市場内で使用されている電気・空調熱量・水道メーターの集中検針を行い、各テナントに弁償金・施設使用料の納入通知書を発行するなど、料金徴収業務のために使用する自動集中検針装置一式の再リースを行うもの。
契約の相手方を選定した理由	再リース契約の相手方は、従前の契約相手に限られるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をした。
契約の相手方	三菱電機フィナンシャルソリューションズ株式会社 中部支店
契約金額(円)	1,791,240円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、経済局北部市場管理課です。
電話番号 052-903-2110

随意契約の内容の公表

局区	観光文化交流局
課	文化芸術推進課
契約締結日	令和6年2月26日
件名	金山南ビル美術館棟の公有財産一時使用契約
概要	金山南ビル美術館棟について、東映株式会社と公有財産一時使用契約を締結するもの。
契約の相手方を選定した理由	金山南ビル美術館棟は普通財産であり、名古屋市公有財産使用許可及び貸付事務取扱要綱第11条第4号に基づき、相手方からの申請により貸し付けができ、その場合、契約の相手方が限定される。東映株式会社から、普通財産借受申込書の提出があったため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をするもの。
契約の相手方	東京都中央区銀座3丁目2番17号 東映株式会社
契約金額(円)	4,400,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、観光文化交流局文化芸術推進課です。
電話番号 052-972-3175

随意契約の内容の公表

局区	観光文化交流局
課	名古屋城総合事務所管理活用課
契約締結日	令和6年3月7日（令和6年4月1日～令和7年3月31日）
件名	金シャチレプリカの無償貸与
概要	令和4年度から城内整備のため無償貸し付けを行っている金シャチレプリカについて、財産の有効活用の観点から、引き続き公園利用者に楽しんでいただくため、名古屋城総合事務所が管理する名城公園内便益施設である金シャチ横丁へ貸与するもの。
契約の相手方を選定した理由	金シャチ横丁に設置する場合、公園管理者である名古屋城より公園施設の設置許可をうけ、金シャチ横丁を運営している（株）日本プロパティマネジメントに貸与の相手先が限られるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をするもの。 （なお、金鯨レプリカは名古屋城来場者に楽しんでいただくために、無償で寄贈を受けたものであり、寄贈者からの許諾を得て、寄贈目的の範囲内において金シャチ横丁への移設を実施するため、無償貸与とする）
契約の相手方	日本プロパティマネジメント株式会社
契約金額（円）	無償貸与

契約の内容についてのお問い合わせ先は、観光文化交流局名古屋城総合事務所です
電話番号 052-231-1700

随意契約の内容の公表

局区	観光文化交流局
課	観光推進課
契約締結日	令和6年3月31日
件名	なごや観光ルートバス運行業務委託
概要	なごや観光ルートバス「メーグル」は、現在、名古屋駅を発着点とした観光施設等の巡回ルートを平日13便・土日休日に18便運行している。 当該メーグルについて、①観光文化交流局が保有する車両5台を使用した運行管理の実施、②土日休日の運行及び増便対応に使用するための予備車両の調達並びにその運行管理、③車両の整備、給油、清掃等の管理業務、④バス停留所施設の管理業務等を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	メーグルの運行事業者は、事業開始時の平成19年度に、平成23年度までの5年間を事業期間としたプロポーザルを実施し、複数応募者の中から名古屋市交通局が選定された。また、平成24年度のプロポーザル時には、現行事業者である名古屋市交通局以外の応募がなかったことから、交通局が運行事業者として決定され、平成25年度以降も名古屋市交通局が運行事業者として決定されている。 当事業の実施にあたっては、以下の全ての事項への対応が必須であるが、これらの事項全てに対応可能な事業者は、現時点では本市交通局に特定される。以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をするもの。 1. 市内全域に渡る交通網との連携による市内観光の回遊性の向上及び多様な乗車券の使用による利用者サービス向上のための、名古屋市交通局が所有する各種乗車券システムとの利用連携 2. 現行の車内機器や運行システムを活用した運行状況の分析 3. 平日13便、土日休日18便の運行ダイヤの維持及び適切な臨時便増発対応等を実施するために必要なバス運転士及び車両の確保、並びに発着点近傍におけるバスの待機場所の確保 4. 発着点となる名古屋駅における、観光利用者に分かりやすい駅構内至近(バスターミナル内)のバス停の設置
契約の相手方	住所 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 商号 名古屋市交通局
契約金額(円)	59,560,020円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、観光推進課です。
電話番号 052-972-2425

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	高齢福祉課
契約締結日	令和6年3月18日
件名	福祉総合情報システム改修業務委託(高齢福祉・高齢者台帳)
概要	福祉総合情報システムの高齢福祉関係事業のうち高齢者台帳事業に関するシステム改修業務について委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 契約の相手方は本システム全般を開発していることからシステムの著作権を有するとともにシステムを熟知しており、高齢者台帳事業を始めとする膨大かつ複雑な本システムを問題なく円滑に運用している業者であり、当該業務を委託できる唯一の業者である。 システムは、日常業務を中断しないために継続的に運用することが必要とされているところであり、当該業者に委託することにより、緊急の対応に伴うシステム改修にも迅速かつ円滑に対応することが可能となることから、合理的である。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社アイネス 中部支社
契約金額(円)	3,794,175

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局高齢福祉課です。
 電話番号 052-972-2544

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	介護保険課
契約締結日	令和6年3月7日
件名	令和6年度制度改正（介護報酬改定等）に係る介護保険システム改修について
概要	令和6年度介護保険制度改正における、介護保険システムのプログラム改修に伴う業務を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 契約の相手方は、平成12年4月から稼働中の介護保険システムに関する全てのソフトウェアの開発元であり、当該ソフトウェアに関する全ての情報を保有するとともに著作権を有している。 また、当システムに関する全ての保守作業についても、著作権を有する同業者が行っており、当システムに精通している唯一の業者である。 以上のことから、本件は競争入札に適さないため、同業者との随意契約を締結した。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社NTTデータ東海
契約金額(円)	2,806,650

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局介護保険課です。
 電話番号 052-972-2594

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	障害者支援課
契約締結日	令和6年3月7日
件名	障害者総合支援業務関係システム改修委託
概要	福祉総合情報システムについて、令和6年度報酬改定（処遇改善加算対応分を除く）に対応するための改修を委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 本システムのパッケージは、株式会社アイネスが開発し著作権を有しているものであり、本システムの改修業務の遂行は、著作権及び本システムに関する知識を保有している当該業者に限定されているため。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社アイネス 中部支社
契約金額(円)	2,079,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局障害者支援課です。
電話番号 052-972-2639

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	障害者支援課
契約締結日	令和6年3月25日
件名	障害者総合支援法指定事業所管理システムにおけるシステム改修 (令和6年4月制度改正対応)業務委託
概要	令和6年4月に施行される制度改正の内容を反映させるため、アプリケーション、及びデータベース等について所要の改修を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	1 理由 見積予定業者は、現在本システムに関する全てのソフトウェアの開発者であり当該ソフトウェアに関するすべての情報を保有するとともに著作権を有している。 また、本システムに関する全ての保守作業についても、著作権を有する同業者が行っており、本システムに精通している唯一の業者である。したがって、本件は競争入札に適さないため、当該事業者へ委託するもの。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	ニッセイ情報テクノロジー株式会社
契約金額(円)	1,386,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局障害者支援課です。
電話番号 052-972-3965

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	障害者支援課
契約締結日	令和6年3月25日
件名	名古屋市障害者就労支援窓口事業運営業務委託
概要	名古屋市障害者就労支援窓口事業の運営業務を委託するもの。 <業務内容> (1) 障害者雇用の推進 ア 障害者雇用相談支援業務 イ 障害者雇用企業開拓業務 ウ 障害者雇用企業への職場定着に向けた支援業務 エ 障害者雇用について意欲喚起・向上を図る業務 オ 障害者雇用関係機関等との連携・関係事業への協力 (2) 障害者の工賃・賃金向上に向けた支援 ア 工賃・賃金向上相談業務 イ 請負業務の仲介事業 ウ 授産製品の販路拡大、啓発事業 (3) 障害者雇用の推進と障害者の工賃・賃金向上支援を一体的に運営するメリットを生かした事業運営 (4) 広報・啓発業務 ア ホームページの構築、運用・保守管理 イ 利用対象者や関係機関向けのパンフレット等を作成・配布 ウ その他の広報・啓発の実施 <契約期間> 令和6年4月1日～令和11年3月31日 (地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)
契約の相手方を選定した理由	1 理由 本事業の業務については、障害者雇用の推進、障害者の工賃向上に向けた支援及びそれらを一体的に運営するメリットを生かした事業運営などを市の仕様として定めており、具体的な業務内容については事業者の創造性を踏まえた提案が必要不可欠であって、本市が定める仕様では事業の目的が達成できないため、企画競争を実施した。 公募型企画競争(プロポーザル方式)により、応募のあった2団体に対して、「名古屋市障害者就労支援窓口事業受託法人評価委員」による意見聴取を行い、最も順位点の高かった団体を契約候補者として選定した。 ※応募者の順位と点数(順位点/評価点) 1位 愛知県セルフセンター・名古屋ライトハウス 名古屋市就労支援窓口事業コンソーシアム(5点/234点) 2位 Man to Man Animo株式会社(4点/218点) 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	愛知県セルフセンター・名古屋ライトハウス名古屋市就労支援窓口事業コンソーシアム
契約金額(円)	181,060,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局障害者支援課です。
電話番号 052-238-0572

随意契約の内容の公表

局区	健康福祉局
課	障害者支援課
契約締結日	令和6年3月27日
件名	公有財産(北区鳩岡町1丁目1番5)一時使用契約
概要	北区鳩岡町1丁目1番5の土地(1369.37m²)について、名鉄協商株式会社と公有財産一時使用契約を締結するもの。 (契約期間:令和6年4月1日～令和7年3月31日)
契約の相手方を選定した理由	1 理由 北区鳩岡町1丁目1番5の土地については、土地基金として取得し、福祉的目的での使用について検討する期間、財政局の使用承認を受けて一般競争入札により選定された業者に対し駐車場として貸与することで活用を行ってきた(契約期間:R3.4.1～R6.3.31)。 令和6年度中に活用の最終的な方針の決定を条件に、R6.4.1から1年間のみ使用承認を受けたが、一般競争入札による契約の終了から令和6年度末までの間、当該土地での事業実施予定がないことから、「名古屋市公有財産使用許可及び貸付事務取扱要綱」第16条の規定に基づき1年以内の契約更新とするため、随意契約を行うもの。 2 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	名鉄協商株式会社
契約金額(円)	7,500,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、健康福祉局障害者支援課です。
電話番号 052-972-2560

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	子ども福祉課
契約締結日	令和6年3月29日
件名	名古屋市DV相談等法律問題援助事業
概要	女性福祉相談員等が適正かつ効果的な相談援助業務を行うため、法律上の問題について、専門的立場から助言等を受けられるようにする事業
契約の相手方を選定した理由	本事業は、区民生子ども課、支所区民福祉課等で受けたDV相談等にかかる法律上の問題について、専門的立場から助言等を受けることにより、市が適正かつ効果的な相談援助業務を行い、女性福祉の向上を図ることを目的としている。区役所・支所等が法律相談を行なうにあたり、単独の事務所で全てに対応することは困難であり、また加害者が依頼した弁護士事務所の弁護士に相談を行なうことは不可能であるため、随時、ケースに合わせて相談ができるように事務所を越えて多くの弁護士が所属する弁護士会と契約することが必要である。以上のことから、愛知県内唯一の弁護士会である愛知県弁護士会と契約するものである。 以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約を締結するもの。
契約の相手方	愛知県弁護士会
契約金額(円)	1,918,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局子ども福祉課です。
電話番号 052-972-2519

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	子ども福祉課
契約締結日	令和6年3月29日
件名	名古屋市DV被害者SNS相談事業
概要	DV被害者が、暴力被害による影響が深刻化しない早い段階で相談機関につながるができるよう、相談に対する心理的な抵抗感を下げることが目的として、コミュニケーションツールの主流であるSNSを活用した相談を実施するもの。
契約の相手方を選定した理由	DV被害者SNS相談事業は、DV被害者が、暴力被害による影響が深刻化しない早い段階で相談機関につながるができるよう、相談に対する心理的な抵抗感を下げることが目的として、コミュニケーションツールの主流であるSNSを活用した相談を実施するものであり、DV被害者の状態や不安感等を理解して対応し、DV被害者の生命・健康の安全確保に厳重な配慮をした上で必要に応じて情報提供や助言を行うものである。このことから、事業実施団体の選定について極めて慎重に取り扱うとともに、委託先については公開することにより利用するDV被害者の安全確保に支障を及ぼす恐れがあるため非公開とする必要があるものである。以上のことをふまえ、下記の3点の条件を満たす団体を選定した。 ① DV被害者とその同伴児童への対応ケアについて十分な理解があり、被害者の避難に対して安全に配慮した助言を行うために、本市内でシェルターの運営を行っている団体であること ② SNS相談事業の経験がある職員がいること ③ 全ての事業実施日に対応できること 以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約を締結するもの。
契約の相手方	名古屋市情報公開条例第7条第1項第3号に基づき非公開 DV相談を受ける団体を公開することにより、DV加害者からの追跡を助長する可能性があり、DV被害者等の生命、身体の保護や犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。
契約金額(円)	4,342,360

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局子ども福祉課です。
 電話番号 052-972-2519

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	子ども福祉課
契約締結日	令和6年3月29日
件名	名古屋市DV被害者ホットライン事業
概要	土日祝日(12月29日から1月3日を除く。)にDV被害者からの相談を受け、電話の持つ即時性、匿名性、簡便性などの機能を活用して、早期に適切な援助を行い、公的機関の閉庁日も継続した支援を図るため、実施するもの。
契約の相手方を選定した理由	名古屋市DV被害者ホットライン事業は、公的機関の閉庁日にDV被害者から電話相談を受け早期に適切な援助を行うことを目的としており、DV被害者の状態や不安感等を理解して電話相談に対応し、DV被害者の生命・健康の安全確保に嚴重な配慮をした上で必要に応じて情報提供や助言をおこなうものである。このことから、事業実施団体の選定について極めて慎重に取り扱うとともに、委託先については公開することにより利用するDV被害者の安全確保に支障を及ぼす恐れがあるため非公開とする必要があるものである。以上の点をふまえ、下記の3点の条件を満たす団体を選定した。 ① 電話相談及びDV被害者とその同伴児童への対応ケアについて十分な理解があり、被害者の避難に対して安全に配慮した助言を行うために、本市内でシェルターの運営を行っている団体であること ② 事業実施日に専用の電話回線を用意できること ③ 全ての事業実施日に対応できること 以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約を締結するもの。
契約の相手方	名古屋市情報公開条例第7条第1項第3号に基づき非公開 DV相談を受ける団体を公開することにより、DV加害者からの追跡を助長する可能性があり、DV被害者等の生命、身体の保護や犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。
契約金額(円)	1,950,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局子ども福祉課です。
 電話番号 052-972-2519

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	子ども福祉課
契約締結日	令和6年3月6日
件名	令和6年度障害児通所給付費等の報酬改定に伴う福祉総合情報システム改修業務委託
概要	令和6年度障害児通所給付費等の報酬改定に伴い、障害児通所給付費等支給決定事務及び事業者の請求データ管理を行う福祉総合情報システムを改修するもの。
契約の相手方を選定した理由	本システムは、株式会社アイネスが持つ技術・手法をもってシステムの開発がされたものであり、そのプログラム構成等に係る手法を知る者は開発者である株式会社アイネスに限定されているため。 以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約を締結するもの。
契約の相手方	(株)アイネス 中部支社
契約金額(円)	4,729,725

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局子ども福祉課です。
電話番号 052-972-2520

随意契約の内容の公表

局区	子ども青少年局
課	保育企画室
契約締結日	令和6年3月1日
件名	手続きBatonシステム導入契約
概要	本市電子申請システムの情報と福祉総合情報システム(子ども・子育て支援システム)の情報連携を行うためのツールの本市環境への適用を行うもの。
契約の相手方を選定した理由	本契約は(株)アイネスにおいて開発された福祉総合情報システム(子ども・子育て支援システム)の情報と連携し、本市の電子申請システムの申請データの閲覧性を高めるとともに、子ども・子育て支援システムに電子申請データを取り込むものとして開発されている。そのため同社の開発した子ども・子育て支援システムの基本設計部分の著作権部分にかかるものの利用を含む。 また令和5年11月1日に株式会社アイネスと締結した「電子申請における手続きBaton試用検証に関する協定書」を元に、試用を行ってきたシステムをそのまま同社保有の環境から本市の環境へ移築するものであることから、同社以外に履行が困難である。 以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約を締結するもの。
契約の相手方	(株)アイネス中部支社
契約金額(円)	6,756,750

契約の内容についてのお問い合わせ先は、子ども青少年局保育企画課です。
電話番号 052-972-2528

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	河川工務課
契約締結日	令和5年03月07日
件名	広域河川堀川改修工事に伴う附帯工事(緊急)
概要	工事延長73m 浚渫工120m³ 土砂処理工9240m³
契約の相手方を選定した理由	堀川改修工事において河床の浚渫工事を実施し、河床の土砂を仮橋上に引き上げたところ、土に含まれていた物質から令和5年2月27日に発火及び発煙が生じた。現在もこの物質を含む土砂が河床にあり、干満の影響から、河川内で発火及び発煙の可能性はある。再度、同事象が生じた場合に、有毒性を伴う可能性もあるため、この物質が含まれた土砂の撤去、処理を早急に行う必要がある。また、発火及び発煙が発生した時点までに、搬出した土砂についても、発火及び発煙が発生する恐れがあることから早急にその処理にあたる必要がある。 契約の相手方は、当該事案が発生した工事を契約中であり、現場状況に精通しており、適切かつ速やかな対応が可能であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定に基づき、随意契約を締結するものである。
契約の相手方	東海建設株式会社
契約金額(円)	¥338,580,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号 052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	河川工務課
契約締結日	令和5年12月22日
件名	農業用水路修繕工事(中村)(緊急)
概要	農業用水路修繕1式
契約の相手方を選定した理由	令和5年10月17日、岩塚小学校からの通報により道路陥没を確認したため、応急処置を実施した。その後、陥没箇所の直下に埋設されている農業用水路のカメラ調査及び堆積している土砂の除去等の手配をし、令和5年12月15日、再度、原因調査をしたところ、農業用水路の損傷を発見し、それが陥没の原因と判断した。 履行場所は、小学校の直近ということもあり、再度道路陥没が生じると児童の通行にも危険であり、なおかつ令和6年4月から水田に水を供給しなければならないため、農業用水路の更新工事を緊急に行うものである。 契約の相手方は、排水路等修繕工事(中村)単価契約の請負業者であり、既に原因調査のための工事を施工したことから現場状況にも精通しており、履行場所に会社所在地も近く、緊急時の適切な処理が可能であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定に基づき、随意契約を締結するものである。
契約の相手方	株式会社宮本建設
契約金額(円)	¥4,950,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号 052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局									
課	河川工務課									
契約締結日	令和6年03月25日									
件名	広域河川堀川改修工事に伴う測量・基本設計及び予備設計業務委託 (R5名城、R5黒川)									
概要	本委託は、広域河川堀川改修工事に伴う測量及び設計を行うものである。									
契約の相手方を選定した理由	本業務は、一級河川堀川(城北橋下流～猿投橋付近)の基本設計、城北橋から下流区間及び城北橋～金城橋の区間の2箇所の予備設計、巾下橋上流～城北橋下流の概略検討を行うものである。該当業務の契約の相手方の選定にあたっては、技術提案内容を評価して選定する必要があるため、公募型プロポーザル方式を実施した。その結果は下記のとおりであったため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、1位の者と随意契約を締結するものである。 ○提案者の順位と点数 <table><thead><tr><th>順位</th><th>提案者</th><th>点数</th></tr></thead><tbody><tr><td>1位</td><td>日本工営株式会社名古屋支店</td><td>249.0点</td></tr><tr><td>2位</td><td>中日本建設コンサルタント</td><td>212.1点</td></tr></tbody></table> ※応募者数2者	順位	提案者	点数	1位	日本工営株式会社名古屋支店	249.0点	2位	中日本建設コンサルタント	212.1点
順位	提案者	点数								
1位	日本工営株式会社名古屋支店	249.0点								
2位	中日本建設コンサルタント	212.1点								
契約の相手方	日本工営株式会社名古屋支店									
契約金額(円)	¥39,897,000									

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局総務課です。

電話番号 052-972-2809

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	道路維持課
契約締結日	令和5年12月18日
件名	東部丘陵線インフラ部における躯体修繕に関する協定
概要	当局の管理する道路施設の内、東部丘陵線インフラ部については軌道管理者である愛知高速交通株式会社（以下「会社」という。）が、維持管理に関する協定（平成17年2月23日締結）に基づき管理を行っています。 本件は、その協定におけるインフラ部における躯体（トンネル）の大規模な修繕として、会社と下記のとおり協定を締結するものです。
契約の相手方を選定した理由	東部丘陵線インフラ部は、会社が列車を運行し施設全体の維持管理を行っている。 また、修繕作業は列車の運行時間外の夜間に会社の司令室の管理のもと会社の作業車等を使用しないと履行できない。 また、東部丘陵線は会社が管理運営を行っており、修繕により列車の運行に影響が出た場合の対応は会社でないとできない。 よって地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、下記業者と随意契約を締結するものである。
契約の相手方	愛知高速交通株式会社
契約金額（円）	¥3,058,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局道路維持課です。

電話番号 052-972-2874

随意契約の内容の公表

局区	緑政土木局
課	東山動物園
契約締結日	令和6年03月12日
件名	東山動物園動物購入(カナダヤマアラシ)
概要	東山動物園における観覧用動物のカナダヤマアラシの雌雄1頭ずつの合計2頭の購入
契約の相手方を選定した理由	カナダヤマアラシについては、国内の動物園で飼育頭数が3頭だけあります。このため、当該業務に係る実績を有する複数の業者に海外個体の導入に係る情報提供を依頼しておりましたところ、下記業者より海外の飼育下繁殖個体の入手が可能な個体について情報を頂いたため、当該個体の導入について検討した結果、購入を決定したものです。 なお、当該個体の購入に関しては、下記業者と当該個体を有する海外の業者との取引契約によるため、他の業者から購入することはできなく、当該個体を納入できる唯一の業者である下記業者と、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を締結するものです。
契約の相手方	有限会社バーデン
契約金額(円)	¥2,090,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑政土木局東山動物園です。

電話番号 052-972-2111

随意契約の内容の公表

局 区	千種区
課 室	企画経理課
契約締結日	令和6年3月29日
件 名	令和6年度 千種区役所事務用電子複写機の使用にかかる 消耗品の供給契約
概 要	当該契約は、名古屋市との協定に基づき、事務用電子複写機 の使用にかかる操作方法の指導、保守、必要な消耗品の供給 について契約を締結するもの。
契約の相手方 方を選定し た 理 由	本市では、個別に契約を行う価格より有利な団体契約を定めた 「電子複写機に係る協定」を複数事業者と締結している。 当該契約は、この協定に基づき、価格を始め、機器の性能、 使用形態等を総合的に比較検討して、協定事業者の中から 有利な提案をした事業者と契約をするもの。 根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	リコージャパン株式会社 エンタープライズ事業本部
契約金額(円)	2,614,920

契約の内容についてのお問い合わせ先は、千種区区政部企画経理課です。
電話番号 052-753-1932

随意契約の内容の公表

局区	瑞穂区
課	総務課
契約締結日	令和6年3月22日
件名	瑞穂区役所庁舎空調設備等遠方監視及び保守管理業務委託
概要	建物の空調設備、衛生設備について、常に安全かつ良好に運用できるよう、各設備の運転状況等の遠方監視及び保守管理を業者に委託するもの。
契約の相手方を選定した理由	(1)遠方監視業務について 遠方監視基幹設備(中央監視装置及び自動制御機器)のシステムは、アズビル株式会社が独自の技術及び機器を用いて構築している。そのため、同設備の保守管理はアズビル株式会社でしか行えず、アズビル株式会社以外の業者では、常に安全かつ良好な状態で、遠方監視業務を行うことができない。 (2)空調設備・衛生設備保守管理業務について 中央監視盤に故障警報が発せられたとき、遠方監視センターでこの信号を受信し、休日、夜間を問わず、直ちに確認やメンテナンスの指令を発し、迅速な復旧をするには、遠方監視業務と同一の業者でなければ保守管理業務を行うことができない。 よって、競争入札には付さず、契約先をアズビル株式会社とするものである。 (3)根拠条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	アズビル株式会社 ビルシステムカンパニー中部支社
契約金額(円)	6, 145, 700円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、瑞穂区総務課です。
電話番号 052-852-9216

随意契約の内容の公表

局区	南区
課	総務課
契約締結日	令和6年3月1日
件名	南区役所構内電話交換機の借入について
概要	南区役所構内電話交換機を借入するもの。
契約の相手方を選定した理由	平成30年度に一般競争入札にて導入した構内電話交換機について、令和6年2月末のリース期間満了後も継続使用するため、再リース契約を行うものである。 再リース対象機器を唯一保有している下記業者のみが契約先となるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行うものである。
契約の相手方	株式会社TTK
契約金額(円)	1,188,000円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、南区総務課です。
電話番号 052-823-9314

随意契約の内容の公表

局区	緑区
課	企画経理室
契約締結日	令和5年10月27日
件名	緑区クアオルト健康ウォーキング運営業務委託
概要	都市部における新たな健康づくりとして、「緑区クアオルト健康ウォーキング」の事業委託をするもの。
契約の相手方を選定した理由	緑区では、区制60周年を迎え、健康と観光で輝き、人と人とのつながりを生むまちを目指しているところである。こうしたなか、「クアオルト健康ウォーキング」は、これらをオールインワンで実現でき、かつ日本国内でも注目されブランド力を有しつつある。 このため、緑区では、「緑区クアオルト健康ウォーキング」を軸としたまちづくりを展開していくこととしている。 その実施にあたっては、商標となっている「クアオルト」の呼称を使用する必要がある。その使用のためには、その品質基準を確保しなければならないことから、商標権者から指定された株式会社日本クアオルト研究所に運営業務を委託し、同社と随意契約を締結するものである。 ＜根拠条文＞ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	株式会社日本クアオルト研究所
契約金額(円)	2,595,780円

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑区企画経理室です。
電話番号 052-625-3898

随意契約の内容の公表

局区	緑区
課	福祉課
契約締結日	令和6年2月21日
件名	緑区役所における相談支援業務に係るタブレット端末の購入及びデータ通信回線の賃貸借
概要	区役所の各窓口において、区民からの様々な相談に応じる際に発見した生活課題に対して、様々な部署での情報の共有・連携による早期支援を目指すため、タブレットを購入する。
契約の相手方を選定した理由	入札後資格確認型一般競争入札に付したところ、入札者がなく入札不調となった。その後、入札後資格確認型一般競争入札で公表した競争入札参加資格等の条件を満たし、かつ予定価格の金額内で履行できる相手方が見つかったため、随意契約を締結する。 <根拠条文> 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
契約の相手方	ソフトバンク株式会社
契約金額(円)	2,774,822

契約の内容についてのお問い合わせ先は、緑区福祉課です。
電話番号 052-625-3966

随意契約の内容の公表

局区	教育委員会事務局
課	学校保健課
契約締結日	令和 6年 2月 1日
件名	学校給食調理場のスチームコンベクションオープン設置業務(その2)
概要	名古屋市立学校における給食内容のさらなる充実を図るため、小学校3校の給食調理場にスチームコンベクションオープンを設置するもの。
契約の相手方を選定した理由	本件は、一般競争入札(令和5年12月19日付公告、令和6年1月12日開札)を行ったが、応札者がいなかったため不調となった。その後、一般競争入札で公表した競争入札参加資格等の条件を満たし、予定価格の金額内で契約を履行できる相手方が見つかったため、随意契約を締結するもの。 根拠条文: 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
契約の相手方	株式会社マルゼン 名古屋支社
契約金額(円)	17,820,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会事務局学校保健課です。
電話番号 052-972-3247

随意契約の内容の公表

局区	教育委員会事務局																								
課	学校保健課																								
契約締結日	令和6年2月19日																								
件名	名古屋市立広路小学校給食調理等業務委託																								
概要	広路小学校の給食調理等業務を委託する。 以下の業務を衛生、安全確保に配慮のうえ行う。 1. 作業工程表及び作業動線図の作成、2. 食材の検収、3. 調理、4. 配缶及び運搬、5. 食物アレルギー等対応、6. 食器等の洗浄・消毒・保管、7. 施設・設備の衛生管理及び清掃、日常点検等、8. 調理器具・調理用品等の状態管理、9. 残さの処理・廃油等処理、10. その他これらに付帯する必要な業務																								
契約の相手方を選定した理由	本事業では、児童に安全でおいしい給食を一日も欠かすことなく提供する必要がある。請負事業者には、調理場における衛生管理、給食提供に支障のない人員体制、調理員への衛生研修と調理技術の向上、学校行事時の給食時間の変更など学校への協力、児童・保護者への丁寧な対応が必要不可欠である。そのため、衛生管理や事故時の対応、社員研修体制、学校・児童・保護者へのサービス、配置する人員と現場責任者等の学校給食調理の経験、現場へのサポート体制など、事業者の受託能力を総合的に評価する必要がある。 以上から価格による競争入札ではなく、企画内容等を評価したうえで契約の相手方を決める企画提案方式（プロポーザル方式）により実施し、下記の通りの結果となったため、1位の者と随意契約を締結した。 <table><tr><td colspan="3">提案者の順位と点数</td></tr><tr><td>1位</td><td>株式会社ミツオ</td><td>677点</td></tr><tr><td>2位</td><td>フジ産業株式会社</td><td>622点</td></tr><tr><td>3位</td><td>株式会社東洋食品</td><td>612点</td></tr><tr><td>4位</td><td>株式会社松浦商店</td><td>611点</td></tr><tr><td>5位</td><td>株式会社メフォス</td><td>565点</td></tr><tr><td>－</td><td>株式会社トモ</td><td>524点</td></tr><tr><td>－</td><td>名阪食品株式会社</td><td>474点</td></tr></table> ※順位が「－」の提案者については、最低基準点を満たしていない。 適用条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	提案者の順位と点数			1位	株式会社ミツオ	677点	2位	フジ産業株式会社	622点	3位	株式会社東洋食品	612点	4位	株式会社松浦商店	611点	5位	株式会社メフォス	565点	－	株式会社トモ	524点	－	名阪食品株式会社	474点
提案者の順位と点数																									
1位	株式会社ミツオ	677点																							
2位	フジ産業株式会社	622点																							
3位	株式会社東洋食品	612点																							
4位	株式会社松浦商店	611点																							
5位	株式会社メフォス	565点																							
－	株式会社トモ	524点																							
－	名阪食品株式会社	474点																							
契約の相手方	株式会社ミツオ																								
契約金額（円）	22,882,054円（年額）																								

契約の内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会事務局学校保健課です。
電話番号 052-972-3260

随意契約の内容の公表

局区	教育委員会事務局
課	学校保健課
契約締結日	令和6年2月19日
件名	名古屋市立瑞穂小学校給食調理等業務委託
概要	瑞穂小学校の給食調理等業務を委託する。 以下の業務を衛生、安全確保に配慮のうえ行う。 1. 作業工程表及び作業動線図の作成、2. 食材の検収、3. 調理、4. 配缶及び運搬、5. 食物アレルギー等対応、6. 食器等の洗浄・消毒・保管、7. 施設・設備の衛生管理及び清掃、日常点検等、8. 調理器具・調理用品等の状態管理、9. 残さの処理・廃油等処理、10. その他これらに付帯する必要な業務
契約の相手方を選定した理由	本事業では、児童に安全でおいしい給食を一日も欠かすことなく提供する必要がある。請負事業者には、調理場における衛生管理、給食提供に支障のない人員体制、調理員への衛生研修と調理技術の向上、学校行事時の給食時間の変更など学校への協力、児童・保護者への丁寧な対応が必要不可欠である。そのため、衛生管理や事故時の対応、社員研修体制、学校・児童・保護者へのサービス、配置する人員と現場責任者等の学校給食調理の経験、現場へのサポート体制など、事業者の受託能力を総合的に評価する必要がある。 以上から価格による競争入札ではなく、企画内容等を評価したうえで契約の相手方を決める企画提案方式（プロポーザル方式）により実施し、下記の通りの結果となったため、1位の者と随意契約を締結した。 提案者の順位と点数 1位 ハーベストネクスト株式会社 633点 2位 フジ産業株式会社 614点 3位 隠勇進株式会社 中部支店 596点 4位 株式会社メフォス 565点 適用条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	ハーベストネクスト株式会社
契約金額（円）	22,397,100円（年額）

契約の内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会事務局学校保健課です。
電話番号 052-972-3260

随意契約の内容の公表

局区	教育委員会事務局
課	学校保健課
契約締結日	令和6年2月19日
件名	名古屋市立上志段味小学校給食調理等業務委託
概要	上志段味小学校の給食調理等業務を委託する。 以下の業務を衛生、安全確保に配慮のうえ行う。 1. 作業工程表及び作業動線図の作成、2. 食材の検収、3. 調理、4. 配缶及び運搬、5. 食物アレルギー等対応、6. 食器等の洗浄・消毒・保管、7. 施設・設備の衛生管理及び清掃、日常点検等、8. 調理器具・調理用品等の状態管理、9. 残さの処理・廃油等処理、10. その他これらに付帯する必要な業務
契約の相手方を選定した理由	本事業では、児童に安全でおいしい給食を一日も欠かすことなく提供する必要がある。請負事業者には、調理場における衛生管理、給食提供に支障のない人員体制、調理員への衛生研修と調理技術の向上、学校行事時の給食時間の変更など学校への協力、児童・保護者への丁寧な対応が必要不可欠である。そのため、衛生管理や事故時の対応、社員研修体制、学校・児童・保護者へのサービス、配置する人員と現場責任者等の学校給食調理の経験、現場へのサポート体制など、事業者の受託能力を総合的に評価する必要がある。 以上から価格による競争入札ではなく、企画内容等を評価したうえで契約の相手方を決める企画提案方式（プロポーザル方式）により実施し、下記の通りの結果となったため、1位の者と随意契約を締結した。 提案者の順位と点数 1位　メーキュー株式会社　　708点 適用条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約の相手方	メーキュー株式会社
契約金額（円）	28,512,000円（年額）

契約の内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会事務局学校保健課です。
電話番号　052-972-3260

随意契約の内容の公表

局区	教育委員会事務局						
課	学校保健課						
契約締結日	令和6年2月19日						
件名	名古屋市立東丘小学校給食調理等業務委託						
概要	東丘小学校の給食調理等業務を委託する。 以下の業務を衛生、安全確保に配慮のうえ行う。 1. 作業工程表及び作業動線図の作成、2. 食材の検収、3. 調理、4. 配缶及び運搬、5. 食物アレルギー等対応、6. 食器等の洗浄・消毒・保管、7. 施設・設備の衛生管理及び清掃、日常点検等、8. 調理器具・調理用品等の状態管理、9. 残さの処理・廃油等処理、10. その他これらに付帯する必要な業務						
契約の相手方を選定した理由	本事業では、児童に安全でおいしい給食を一日も欠かすことなく提供する必要がある。請負事業者には、調理場における衛生管理、給食提供に支障のない人員体制、調理員への衛生研修と調理技術の向上、学校行事時の給食時間の変更など学校への協力、児童・保護者への丁寧な対応が必要不可欠である。そのため、衛生管理や事故時の対応、社員研修体制、学校・児童・保護者へのサービス、配置する人員と現場責任者等の学校給食調理の経験、現場へのサポート体制など、事業者の受託能力を総合的に評価する必要がある。 以上から価格による競争入札ではなく、企画内容等を評価したうえで契約の相手方を決める企画提案方式（プロポーザル方式）により実施し、下記の通りの結果となったため、1位の者と随意契約を締結した。 <table><tr><td colspan="2">提案者の順位と点数</td></tr><tr><td>1位</td><td>シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 627点</td></tr><tr><td>2位</td><td>葉隠勇進株式会社 中部支店 596点</td></tr></table> 適用条文 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	提案者の順位と点数		1位	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 627点	2位	葉隠勇進株式会社 中部支店 596点
提案者の順位と点数							
1位	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 627点						
2位	葉隠勇進株式会社 中部支店 596点						
契約の相手方	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社						
契約金額（円）	33,000,000円（年額）						

契約の内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会事務局学校保健課です。
電話番号 052-972-3260

随意契約の内容の公表

局区	教育委員会事務局
課	学校施設課
契約締結日	令和6年2月21日
件名	学校(園)における機械警備業務委託(その4)
概要	業務対象校(96校)における時間外の防犯警報装置及び火災報知設備の発報時の出動並びに関係機関への通報、連絡及び報告について業務委託を実施するもの。
契約の相手方を選定した理由	令和6年3月1日からの業務を委託する必要があるが、一般競争入札で不調となり、再入札に付したが落札者がなかった。令和6年2月29日までの契約の受託業者であり、警備に必要な機器が各学校に設置済みであるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づく随意契約を締結した。
契約の相手方	株式会社全日警名古屋支社
契約金額(円)	1,248,000

契約の内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会事務局学校施設課です。
電話番号 052-972-3222

随意契約の内容の公表

局区	教育委員会事務局
課	科学館総務課
契約締結日	令和6年3月7日
件名	科学館発券システムの発券専用端末の購入
概要	科学館オンライン観覧券販売サイトで購入した観覧券等を紙チケットに引換える発券専用端末を購入するもの。
契約の相手方を選定した理由	1 随意契約とする理由 名古屋市科学館では既存の観覧券発券システムを更新し、観覧券の発券や観覧料の集計に加えて、オンライン上での観覧券の事前販売やキャッシュレス決済といった新たな機能を追加したシステムを導入する。オンライン販売の開始に伴い、QRコードを用いた電子チケットを導入するものの、特別展観覧券や一部のプラネタリウム観覧券等は紙チケットへの変換が必要なため、発券専用端末2台を設置する。 当初の計画よりこの端末を追加で購入するにあたって、システムに適合した端末を製作し、システムに組み込むことが必要であるが、システム開発者にしかできないため、この業者から随意契約により購入するものである。 2 根拠条文 地方自治法施行令第 167条の 2第 1項第 2号
契約の相手方	株式会社ロココ
契約金額(円)	1,441,660円(税込)

契約の内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会事務局科学館総務課です。
電話番号 052-201-4486

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	施設管理課
契約締結日	令和6年3月1日
件名	重油類等供給委託（単価契約）
契約の概要	下水道施設においては、排水ポンプや下水汚泥焼却炉等の燃料用重油類の供給を委託するものです。また、水道施設においては、非常用発電機設備の燃料用重油類の供給を委託するものです。
契約の相手方を 選定した理由	当局下水道施設には、雨水ポンプ所を始めとして降雨時など緊急に重油類の供給が必要となる施設及び下水・汚泥処理のために常時重油類が必要な施設が62か所あります。水道施設においても3浄水場と鳴海配水場、志段味配水場、平和公園配水場、朝日取水場を合わせて7か所に停電時等非常用発電機設備があります。所在地は市内外一円に点在していると同時に、各施設における重油類の収容能力には差があります。 このような環境において、質・量ともに安定して重油類を供給できる事業者は、市内外一円に組合員を擁する愛知県石油業協同組合（官公需適格組合）のみであることから、随意契約を締結するものです。 （根拠条文） 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
契約の相手方	愛知県石油業協同組合
契約金額（円）	重油（特A）大口ディーゼル機関用、ガスタービン発電機用 1 k L 当たり106,000円（税抜）ほか3件

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 施設管理課 です。

電話番号 052-972-3666

随意契約の内容の公表

局区	上下水道局
発注担当課	東部水処理事務所
契約締結日	令和6年3月4日
件名	柴田水処理センター始め4箇所エレベータ保守点検委託
契約の概要	本委託は、柴田水処理センター始め4箇所のエレベータを保守点検するものです
契約の相手方を選定した理由	本業務は、エレベータ設備が安全かつ良好な状態で運転できるように、定期的な保守点検、消耗品の修理・取替及び障害発生時の緊急対応を行うものです。エレベータの稼動に当たっては高い安全性が求められるところ、当該機器の保守点検・修理等メンテナンスを行っているのは三菱電機ビルソリューションズ株式会社中部支社に限られるため、当該事業者と随意契約を締結するものです。 (根拠条文) 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
契約の相手方	三菱電機ビルソリューションズ株式会社 中部支社
契約金額(円)	1年当たり2,078,000円(税抜き)

契約の内容についてのお問い合わせ先は、上下水道局 東部水処理事務所 です。

電話番号 052-611-3443

随意契約の内容の公表

2023009281

局区	交通局
課	自動車運転課
契約締結日	令和6年3月7日
件名	バス車内案内表示装置データの改修
概要	令和6年3月31日のダイヤ改正に伴い、バス車内案内表示装置のデータを改修するもの。
契約の相手方を選定した理由	当該バス車内案内表示装置は、株式会社レゾナントシステムズが設計・製造したものであり、本システムの詳細な技術情報は公開されておらず、本件業務を行うことができるのは、株式会社レゾナントシステムズの指定営業店である下記業者のみであるため、同者と随意契約を行うものである。 地方公営企業法施行令第21条の13第2号
契約の相手方	株式会社富士エージェンシー
契約金額(円)	3,096,500

契約内容についてのお問い合わせ先は、交通局自動車運転課 です。
 電話番号 052-972-3871